資料編 災害対策基本法(昭和36年法律第223号(抜粋))

【基本理念】

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。) その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

解説

- 1 災害対策に当たって、国、地方公共団体及びその他の公共機関それぞれが、防災計画や相互の応援協定等に基づき、適切に役割分担し、相互に連携協力の確保を図るべきことを定めたものである。
- 2 行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」なくしては災害に対処することは困難であるため、こうした自発的な防災活動を行政としても促進していくものである。

【市町村の責務】

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
 - 1 市町村の責務の一つとして「自主防災組織の充実」を図ることが定められていたが、基本理念に盛り込んだ「共助」の観点から、これに加えて、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、住民の自発的な防災活動を一層促進する責務を明らかにしたものである。
 - 2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は、自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、警報の伝達、避難の指示、避難誘導、初期消火、物資の配分、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実動部隊として役割を期待されているものである。
 - 3 なお、自主防災組織とボランティアの差異は、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

【国及び地方公共団体とボランティアとの連携】

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

解

て規定されていた(法8条第2項第13号)ところだが、東日本大震災をはじめ、近年の災害時においては、多くのボランティアが活発に活動を行い、被災地内外で重要な役割を果たしており、今後発生が懸念される大規模広域災害等において、ボランティアの役割はますます大きくなることが見込まれるところである。

そこで、国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないものとし、その連携について明確化したものである。

なお、ここで規定するボランティアとは、個人・団体を問わず、「被災者の援護のため自発的に防災活動に参加する者」全般を意味するものである。

【住民等の責務】

- 第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。
- 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、 災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する 防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。
 - 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
 - 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
 - 3 「防災に寄与」とは、災害の発生の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずることで、例えば、防災訓練への参加、災害を発生した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。 また、自主防災組織に参加してその活動に加わることも防災に寄与することに含まれる。

【施策における防災上の配慮等】

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

──十二 (省略)

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四~十九 (省略)

- 1 第2項第十三号では、自主防災組織の資機材の充実、自主防災組織の活動拠点の整備、自主防災組織のリーダーの育成、ボランティア団体との連携、登録・研修制度、災害時におけるボランティアの受付・調整等の受入れ体制の確保、ボランティア活動拠点の確保・提供、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、優良企業等に対する表彰等を行うよう努めるべきことを規定している。
- 2 「過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援」とは、例えば、大規模災害に関する調査分析結果や映像を 含めた各種資料を広く収集、整理し、適切に保存し、広く一般的に閲覧できるよう公開に努めること等が必要である。
- 3 「その他国民の自発的な防災活動」とは、例えば、企業が顧客や従業員を守るための活動、輸送・炊き出し・施設の開放等の企業による社会貢献活動、個人や企業による義援金・義援物資の提供、商工会・組合等公共的団体等の防災活動等である。
- 4 総務省消防庁は、防災まちづくり大賞や優良少年消防クラブの表彰、災害ボランティアの活動環境の整備(行政 との関わり、人材育成等)に関する検討等を行うなど、住民の自発的な防災活動の促進に係る様々な施策を展開して いる。

【市町村地域防災計画】

第42条

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の住居者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
 - 1 市町村地域防災計画の中に市町村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」について定めることができるとしている。
 - 2 地区防災計画の内容としては、地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他当該地区における防災活動に関することが挙げられる。
 - 3 地区防災計画に基づいて防災活動を行う主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主 防災組織のような町内会単位や小学校区単位のものから、マンション単位のものや事業者、学校等が中心となる ものまで多様なものが挙げられる。

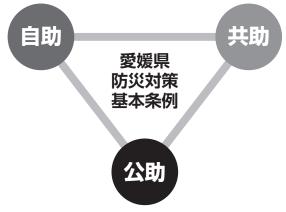
PF

解

説

資 料 愛媛県防災対策基本条例(平成18年12月制定 抜粋)

愛媛県では、今後非常に高い確率で発生が懸念される南海地震や 台風被害などによる被害を軽減するため、「愛媛県防災対策基本 条例(平成18年12月制定)」で定められた「自助」「共助」 「公助」のそれぞれの取り組みを促進し、災害に強いえひめづく りを進めています。



動 自分でできること

【災害への備え】

- ■県民は、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全確保に努める。(4条2項)
- ■県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加し、地震や台風等についての知識を習得するように努める。(9条)
- ■建物の所有者は、建築の法令に基づき耐震性の診断を行い、必要により耐震改修等に努める。(10条)
- ■県民は、食料、飲料水、医薬品、ラジオ等を避難時に持ち出せるよう準備に努める。(11条)

【災害発生時の対応】

■県民は、最新の災害情報を収集し、状況に応じて自発的に避難する。避難勧告等の発令には速やかに応じ、避難にあたっては要配慮者の避難に配慮する。(36条)

#助 地域でできること

【災害への備え】

- ■自主防災組織は、地域住民の防災意識を高めるために研修等を行うよう努める。(13条)
- ■自主防災組織は、自治体の情報を活用し、地域の災害危険箇所等の確認に努める。(14条)
- ■自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努める。(15条)
- ■自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑に行えるよう努める。(18条)

【災害発生時の対応】

■自主防災組織は、情報の収集と伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救護等地域の防災活動を積極的に実施するよう努める。(39条)

∞ 県や市町が取り組むこと

【災害への備え】

- ■住民への災害や防災に関する知識の普及に努めます。(23条)
- ■災害危険箇所や避難場所などの情報を住民に提供します。(24条)
- ■自主防災組織の結成を促すとともに活動を支援します。(25条)
- ■災害時の応急対応に必要な物資の備蓄に努めます。(29条)
- ■事業者等と協力し、食料や飲料水、医薬品等を確保し供給に努めます。(30条)
- ■傷病者の治療拠点となる病院を指定するなど、医療救護体制の整備に努めます。(32条)
- ■ボランティア受入体制の整備、物資の提供などボランティア活動の支援に努めます。(33条)
- ■安全な避難場所を確保し、道路や河川などの施設を点検、整備に努めます。(34条)
- ■職員が災害時に迅速に対処できるよう危機管理体制を強化します。(35条)

【災害発生時の対応】

- ■災害や防災の情報を集めるとともに、住民や帰宅困難者への情報提供に努めます。(42条)
- ■迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策ができる体制を整えます。(43条)
- ■市町から応援や応急措置を求められた場合は、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めます。(44条)

資料 自主防災組織防災計画例

○○町自主防災会防災計画

※○○の部分を必要事項に置き換えてご利用下さい。

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ①自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- ②防災知識の普及に関すること。
- ③災害危険の把握に関すること。
- ④防災訓練に関すること。
- ⑤情報の収集伝達に関すること。
- ⑥避難に関すること。

- ⑦出火防止、初期消火に関すること。
- ⑧救出・救護に関すること。
- ⑨給食・給水に関すること。
- ⑩災害弱者対策に関すること。
- ①他組織との連携に関すること。
- ⑫防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

編成班名	日常の	D役割	災害時の役割
総務班	全体調整 避難行動要支援	受者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情 報 班	情報の収集・伝 広報活動	运達	状況把握 報告活動
消火班	器具点検 防火広報		初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整	è 備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路 (所)・	標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検		水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	近隣の自主防ツ 他機関団体との		他機関団体との調整
物資配分班	個人備蓄の啓発	 注活動	物資配分 物資需要の把握
清 掃 班	ごみ処理対策の	D検討	ごみ処理の指示
衛 生 班	仮設トイレの対	対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	危険箇所の巡回	回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	警察との連絡体	*制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	資機材、技術者	針との連携検討	応急修理の支援

班編成にあたり

- ●地域の実情に応じた班編成を検討してください。
- ●昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合とでの班編成人員をシミュレーションしてください。
- ●避難行動要支援者対策は、責任の班をつくる気構えで取り組む必要があります。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及·啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ①防災組織及び防災計画に関すること。
- ②地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤食料等を7日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ①広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ②座談会、講演会、映画会等の開催
- ③パネル等の展示
- (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ①危険地域、区域等
- ②地域の防災施設、設備
- ③地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④大規模災害時の消防活動
- (2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ①市町地域防災計画
- ②座談会、講演会、研修会等の開催
- ③災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

- (2) 個別訓練の種類
- ①情報収集 · 伝達訓練
- ②消火訓練
- ③避難訓練
- ④救出·救護訓練
- ⑤給食・給水訓練
- (3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害応対能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

- (7) 訓練の時期及び回数
- ①訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ②訓練は、総合訓練にあっては年○回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1)情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を 地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示
- ○○町長の避難指示があったとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは自主防災会会長は、避難誘導班に 対し避難誘導の指示を行う。
- (2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については○○町役場の要請により協力するものとする。

(4) 避難計画書

【避難台帳】1~5参照(P48~P52)

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ①火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ②可燃性危険物品等の保管状況
- ③消火器等消火資機材の整備状況
- ④その他建物等の危険箇所の状況
- (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ①可搬式(小型)動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ②消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出·救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ①〇〇町〇〇病院
- ②○○町○○診療所
- ③○○町○○保健所
- (3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 給食・給水

避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、町から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売事業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、町から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、避難行動要支援者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

【避難行動要支援者情報カード、避難行動要支援者台帳参照(P46、47)】

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討 避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

■一般的な資機材例

区 分	品名
①情報収集・伝達用	 ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
②初期消火用	 消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ一式、防火衣・ヘルメット、とび口等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや(木槌)、くい、 土のう袋等
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、大ハンマー、ロープ、チェーンソー、 エンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク、防塵メガネ等
⑤救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、組立式シャワー、簡易トイレ等
6避難用	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛、標識版、警報器具、投光器、発電機、燃料等
⑦給食・給水用	コンロ、給水タンク、ろ水機、炊飯装置、配膳用食器等
⑧訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形、視聴覚機器等
9その他	簡易収納庫、リヤカー、ビニールシート等

(2) 定期点検

毎年6月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

資料/台帳.1 自主防災組織台帳(モデル)

維	1織の名称																				
会	長(隊長) 氏 名	(就 [·]	任 年	月)	年齢	(就	任年	月)		大	(就	任	年	月)	年	地口	(就	任	年	月)	年齢
Í	電話番号			•					'												
	世帯数				戸				Ī						F	≡					戸
	人口				人			,	人	人					\ \	人					
	規約			有	· #	#	防災計画書							有	Ī	•	無				
		危	険の種類	i 世	帯数		人数						文	」 処	: 7	方	法				
	地域内で	津	波	7																	
1	意すべき	Ш	ı·崖崩れ																		
	危険	浸	·	<																	
		そ	の 他	3																	
	実施年度			年月				年度 年度							年度						
	内容 区分	時期	内	容	参加人数	時期	内	容		参加人数	時 期		内	容		参加人数	時期		内	容	参加人数
活動の状	防 災 訓 練																				
況	座談会 · 講習会等																				

(年	月	出作成 。
(年	月	日作成
(年	月	日作成
(年	月	日作成

			集	合 場	所				時避難場所		広域避難場所				
	送後の														
倉庫及び活動資機材装備										品					
倉庫	構造								面積			I	m [†]		
				数	量						数	量			
区分	品名		年	年	年	<u> </u>	年	区分	品名	4	 	年	年 年		
情報伝 達用具	電池メガ	トン						救急	担架						
	街頭用消火器							救急用品	救 急 セット						
消火用具	街頭用格網	内庫						温辛 温辛	強カライト						
	バケ	ツ						難	標旗、腕章						
具	砂袋(ビニ-							避難用具	ロープ						
	可搬ポン								小型発電機						
	バール・オ							給食給水用具	釜(カマド付)						
	折りたたみは							給	鍋						
	のこぎ							加	受 水 槽						
	掛	矢						具_	ろ 水 器						
	お	の							テント天幕						
₩	スコッ								ビニールシート						
	つるは														
救出障害物除去用具	鍬	-													
物	もっ	Z													
	石 な	み						そ							
角	ペン	た チ						の							
具	<u>ハ</u> 鉄線ばさ							他							
	- 	-													
	人 ハンマー 片手ハンド														
		車													
		プ													
	 ゴムボ <i>-</i>					+									
		'													

資料/台帳.2 世帯台帳(モデル)

自主防災組織名

(プライバシーの保護に配慮して 自主防災組織会長が責任を持って保管する。) (ジ

	/	$\overline{}$
/	エ	71
($\mathbf{\Lambda}$	IV
\	11	Z

	世帯主			電話番号								
	住 所											
	住居形態	* 持家	持家・平屋・二階屋・借家・アパート・マンション・間借・その他(
	地域特性	** 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険・ 漫水危険予想地域、その他(
	津波や 山・崖崩れ 危険予想地域		** 選難ビル・高台・一時避難所・その他[
NΠΦ	延焼火災危	険予想地域	一時避難場所[広域避難場所[]						
選 業 先	浸水危険	予想地域	一時避難場所[広域避難場所[]						
76	その他の 地区	「地震発生後、 自宅に住めな なった場合	避難場所[親戚·知人宅に避難の場合、 [避難先の住所・氏名	≾·Tel							

No.	ふりがな	続柄	生年月日	血流		昼間の居場所(平日)	緊急服	緊急時の自主防災 組織への協力 可能=○ 不可能=×		防災上の参考事項
INO.	氏 名	וציורטטוי	土十万口	ABO	Rh	空间V/占物//(十口/	平日	休日	夜間	(役に立つ資格·技能等 要介護者介護理由)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

●※=該当する項目を○で囲む。

●緊急時の自主防災組織への協力·····小学生以下は除く。

記入上の 注意

- ●防災上役立つ資格・技能等……(例)元消防団員・隊員、保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、 救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者などを記入する。
- ●要介護者理由……介護を要する家族がいる場合、その他(寝たきり、歩行障がい、視覚障がい、聴覚障がいなど)を記入する。

資料/台帳.3 人材台帳(モデル)

自主防災組織名

資格·	ふりがな	住 所	職業	連絡先·方法	備考
技能等	氏 名	1± 71		(電話番号)	川 与
				昼間	
				夜間 休	•
				<u> </u>	
				問	
				夜 間 休 日	
				昼間	
				夜間休日	
				百 昼	
				問	
				夜 問 休 日	
				昼間	
				夜間休日	
				昼	
				問	
				夜間 休 日	
				昼間	
				夜間休日	
				昼間	
				夜 間 休 日	
				昼	
				夜間	
				夜間休日	
				昼間	
				夜間休日	
				昼	
				夜日	
				夜間休日	
				昼間	
				夜間休日	
				日	

資料/台帳.4 避難行動要支援者情報カード(モデル)

自主防災組織名	·防災組織名 											の保護に配原会長が責任	割して を持っ	て保管す	する。 _.)秘
要支援者世帯の)世帯主名									ā	入	年	月		B	新規 更新
要支援	者										況 名					
	Eとの続柄 齢・身体状況	性兒	引 男	·女				7	F	高身	齢 体不自由	その作	也			
要支援者世帯の	住 所							丁目		番	号	ブロック		班		
住所及び連絡先	電話·FAX											携带 e-mail				
掛かり付けの	名 称											電話				
病院	所在地										雷	主治医				
緊急時の連絡先	緊急時の連絡先 氏 名 勤務											話 時は会社名				
緊急支援が必要な程度 家族が揃っているときは、避難時の支援は必要とした 災害など緊急事態が発生したとき避難などに必要な支援の程度 避難するときは、家族の同伴が必要 該当事項に○印を付ける その他()			
緊急避難のとき		同伴歩行		」、 おんぶ	担	型 架	車	 i椅子	白河	家保有	一般車両	特殊車両				
補助具や人	.員数						要	否	有	無	要否					
希望項目に〇印				要な人数		女性な	15	人	月	性なら	人	その他				
要支援者が一人に				昼間		夜間	作	ᡮ⊟	そ	·の他()
要支援者に特別的	急が必要です	まか 』	3	更 ()	不	要
確認事項 緊急	急事態は発生 ことなります 急発生時に値 掲示しても良	。これら 記、下 記	の支 記の3	援協力 5援協力	者に	こ、この)情報	BカーⅠ	べに	記載の	情報を知]らせてお	安全を	確認を	おこです。	なう ,)
緊急事態発生時の 支援協力者	氏 名				住	所			ブロ	コック・班	a	話		携	帯	į
 民生児童委員																
氏土元里安貝 																
自主防災委員 -	自主防災委員															
┃ 近隣居住																
協力者																

[○]災害時に要支援者を支援するためには、日頃から、要支援者の所在や災害時の誘導方法などの情報を正確に把握しておくことが重要です。プライバシーに十分配慮したうえで、要支援者や家族の協力を得ながら、可能な範囲の情報を記入してもらい、災害時に支援が行えるよう準備しておきましょう。

[○]把握した情報は、要支援者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導にあたる範囲の組織のみにとどめ、自主防災組織の会長が責任を 持って保管しましょう。

資料/台帳.5 避難行動要支援者台帳(モデル)

自主防災組織名

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織会長が責任を持って保管する。

秘

	ぶりがな 要支援者		支 援	担当	
状 態 	安文版目 氏名、住所、電話番号	特記事項	氏 名	連絡先	備考
	氏名				平日昼間 夜間及び休日
	住所				平 日 昼 間 夜間及び休日
	電話番号				平日昼間 夜間及び休日
	五 五 名				平日昼間 夜間及び休日
	住所				平日昼間 夜間及び休日
	電話番号				平日昼間
	氏				夜間及び休日 平日昼間
	住				夜間及び休日 平日昼間
	電話番号				夜間及び休日 平 日 昼 間
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				夜間及び休日 平 日 昼 間
	住				夜間及び休日 平 日 昼 間
	電話				夜間及び休日 平 日 昼 間
	電話番号				夜間及び休日 平 日 昼 間
	名 住				で間及び休日 平日昼間
	Pf				で間及び休日 平日昼間
	電話番号氏氏				で間及び休日 平日昼間
	名				夜間及び休日
	所				平日昼間 夜間及び休日
	電影話者				平 日 昼 間 夜間及び休日
	氏 名				平 日 昼 間 夜間及び休日
	住所				平 日 昼 間 夜間及び休日
	電影的蛋白与				平 日 昼 間 夜間及び休日

- (注) ●特記事項には、移動に要する器具など、介護に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
 - ●昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
 - ●介護担当は、家族も含め対処しやすい状況にある順とする。(要介護状態により、最高3人まで)
 - ●作成にあたり必要に応じ民生委員などの協力を得る。
 - ●状態欄には、寝たきり・歩行困難・どんな障がいを持っているか等を記入する。
 - ●備考欄は、一日の介護担当の主な時間帯を○で囲む。

資料 避難台帳1(モデル)

○○地区避難所運営本部組織図

○○地区における大規模災害発生時の避難所の円滑な運営を目的として、「○○地区避難所運営本部」(以下「運営本部」 という)を設置します。運営本部の組織と役員は次のとおりです。

		連絡先連絡先	TEL 携帯電	上部县		住所					
	情報広報班		方	色設管	管理班	E		救出・	枚護班		給食·給水班
班長		班長					班長			班長	
TEL		TEL					TEL			TEL	
携帯電話		携帯電話					携帯電話			携帯電話	
住所		住所					住所			住所	
副班長		副班長					副班長			副班長	
TEL		TEL					TEL			TEL	
携帯電話		携帯電話					携帯電話			携帯電話	
住所		住所					住所			住所	
□市日 □避第 □避第 □伝記	班の統括 町災対本部との窓口 難者名簿の作成 難者への情報周知 言板の設置運営 ランティアの対応	□避□ト	イレの	ノイフ)確保	アウトの R	の設定への配慮	□応 □被	護所の開記 急手当の別 災者の救品 疫対策		□生	: :・食料の配布 :活物資等の配布 :き出しの実施

留 恵 点

- ①本部長は、一人に限らず、地域の実情に応じて複数選任してもよい。
- ②この体制は、災害発生直後から混乱期までの体制とする。状況により、避難者の中から役員を選任するなどして、 避難者の自治組織へ移行することを考慮する。
- ③班長は、班員を指名し、別途名簿を整理しておくこと。

安否確認用カード

避難	所名														
自宅	住所								٦	EL					
避難	日時		:	年	月	日	時	分ごろ	退	所		年	月		日
退所後	後住所								退所後	色電話					
氏	名	(年	爺)	性別			壁難の状況	等		健康	等	ſ		考	
(ふりがな)		(才)	男・女	□自宅(□他の ³ (どこで	に残ってし 場所に避勢	難している	3)	□け □病 □要3 □死					
(ふりがな)		(才)	男・女	□自宅(□他の ³ (どこで	に残ってし 場所に避勢	難している	3)	□け □病 □要3 □死					
(ふりかな)		(才)	男・女	□自宅(□他の ³ (どこで	に残ってし 場所に避勢	難している	3)	□け □病 □要3 □死					
(ふりがな)		(才)	男・女	□自宅(□他の ³ (どこで	に残ってし 場所に避勢	難している	3)	□け □病 □要3 □死	が気援亡				
(ふりがな)		(才)	男 女	□自宅(□他の ³ (どこで	に残ってし 場所に避勢	難している	5)	□け □病 □要3 □死	が気援亡				

留意点

- ①このカードは、親族、友人、知人などからの安否確認の問合せや避難者名簿の作成に使用します。
- ②運営本部員や役所の職員が問い合わせのあった人のカードを検索し、相手に回答します。
- ③ただし、プライバシー保護の観点から、本人が閲覧を認めているカードに限りますので、このカードの閲覧を希望するか否かを下に記入してください。(どちらかに○をつけてください)

閲覧してもよい 閲覧してほしくない

避難者名簿

设建	断名				問記	期間	平成	į	年	月	日	時から		
	±7/17 1 1						ITIDX	נייוניא.	平成	į	年	月	B	時まで
番号		住	所	J	氏	名	年齢	性別	収容[]時	退所	日時	備	考
								男		日		日		
							歳	女	 時	分	時	分		
								男・						
							歳	女	時	分	時	分		
								男		B		B		
							歳	女	時	分	時	分		
								男		H		B		
							歳	女	時	分	時	分		
								男・		\Box				
							歳	女	時	分	時	分		
								男・		\Box		\Box		
							歳	女	時	分	時	分		
								男・		日		日		
							歳	女	時	分	時	分		
								男・		H		H		
				 			歳	女	時	分	時	分		
								男・		日		H		
				 			歳	女	時	分	時	分		
								男・		H		H		
							歳	女	時	分	時	分		

避難所日誌

日時	事	柄	措置の概要	扱者	備	考

避難者集計票

、応禁性・自己に な				記入日時	年	月	日	時	分	記入者	
避難場所名				報告日時	年	月	日	時	分	報告者	
2時 # 李 4	総数(A)		(恒) (左)	 首数 (B)		要支援	艺 米4(C	١)		 備	 考
20世	心女人(八)			目女(ロ)		女义版1	目女人し	')		1/111	5
		人		,	\			人			
	集	計の	 D 方 法				避	難者	の	動向	
│	羽員が聞き	き取りた	よどにより集計			増加傾向	<u> </u>				
□ 役場職員	員が聞き耳	又りなと	ごにより集計			減少傾向					
┃ □ 安否確認 ┃ □ その他(烈力一ドに ・	より集	計) _	不明	-5				
	•					71.6/2					
■場所別避難者	香内訳										
区	分	;	避難者数	男	3	3	女			備	考
体 育	館		人		人			人			
教	室		人		人			人			
			人		人			人			
			人		人			人			
			人		人			人			
合	計	(A)	人		人			人			
■傷病者数											
区	分		傷病者数	男	3	-				備	考
重傷	者		人		人			人			
軽 傷	者		人		人			人			
負傷者	小 計		人		人			人			
病	人		人		人			人			
合	計	(B)	人		人			人			
■要支援者数											
区	分	要	要支援者数	男		:	 女			備	 考
高 齢	者		人		人			人			
障 が し	\ 者		人		人			人			
乳 幼	児		人		人			人			
小学校低	学年		人		人			人			
妊 産	婦		人		人			人			
日本語の不自	曲な人		人		人			人			
			人		人			人			
			Д		Д			7			

(C)

救護活動マニュアル

■応急手当をまとめてみると次のようになります。

応急手当 ─── 救命処置─── 呼吸や心臓が止まったとき**-**心肺蘇生 (胸骨圧迫と人工呼吸など) - AEDの使用 ★ 気道異物の除去 ▶ 喉にものが詰まったとき — (腹部突き上げ法など)

- ▶ 止血法 その他の応急手当 ●楽な姿勢をとらせる方法 ●やけど(熱傷)に対する応急手当 (保温、体位など)
 - ●傷病者の運び方(搬送法) ●熱中症に対する応急手当
 - ●出血に対する応急手当
 - ●けがに対する応急手当
- ●溺水(水の事故)に対する応急手当
- ●その他の応急手当 (けいれん、歯の損傷)

No. 1 人が倒れていたら(容態の観察)

周囲の安全の確保

倒れている場所が安全かどうかを確認し、危険な場所ならば 安全な場所に移動します。

心肺蘇生の実施

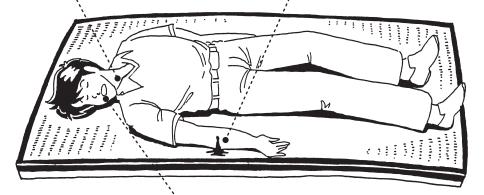
呼吸と脈拍がなかったら、胸骨圧迫を行い ます。AEDが到着している場合には、電源 を入れ、電気ショックを行います。

出血の観察

大出血があったらすぐ止血します。

3 救急車の要請

まず、意識の有無を確認し、意識がなければ 近くの人に協力を求め、救急車を呼びます。 また、近くにAEDがあれば持ってきてもらい ましょう。



循環のサインの確認

循環のサインがなければ胸骨圧迫を続け、 救急車の到着を待ちます。

(循環サインとは、①呼吸運動 ②咳き込み ③体動)

口腔の異物除去・清拭

口の中に何かつまっていたら取り除きます。 血液やだ液は拭き取ります。

意識がないときは呼吸がしやすいよう空気 の通り道の気道を確保します。

人工呼吸

呼吸が止まっていたら 人工呼吸を行います。



指導上のポイント

- ○容態の観察を行う前に、倒れている場所が安全かどうかを確 認し、危険な場所ならば安全な所に移動します。
- ○熱(日)射病を除き、衣服、毛布等で身体を包み保温します。



- ○骨折があるかもしれないので、やむを得ず動かしたりす るときは、できるだけ静かに行います。
- ○人工呼吸は、感染等の可能性も考えられるため、マウス ピースなどが無い場合には行わなくても構いません。

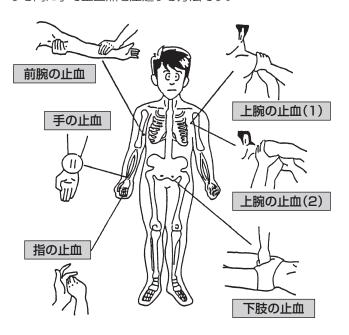
No.2 出血の手当

一般に、体内の血液の20%が急激に失われると出血性ショック状態になり、30%を失うと生命に危険をおよぼすといわれています。そのため、多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要になります。



2 間接圧迫止血法

動脈性の出血が激しく続いている時に、包帯やガーゼを準備する間に手で止血点を圧迫する方法です。



3 止血帯法

手や足の出血で、直接圧迫止血法では止血が困難な場合に 行う方法です。(部位は、上腕部と大腿部に限られる)







指導上のポイント

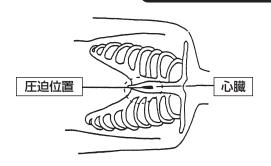
- ○出血部位を押えるガーゼや布は清潔で厚みがあり、出血部位を充分に覆うことができるものを使います。
- ○止血帯は、傷の上部(心臓に近い側)でしかも傷に近いところでしめます。
- ○止血帯として使用できるものとして3cm以上の幅がある三角巾・包帯・スカーフなどがあります。
- ○ビニール・ゴム手袋の利用、それらがなければビニールの買物袋などを利用 する方法もあります。



注意事項

- ○止血帯は、手足の動脈性出血に対して 止むを得ない場合に、最後の手段とし て行うものです。
- ○30分以上止血帯による止血を続ける 場合は30分ごとに緊縛を緩め血流を 再開します。

胸骨圧迫位置





胸にあてる手の部分

(心臓を圧迫する部位は、胸の真中の位置です。)



手を重ね、垂直に体重をかけ、胸骨が少なくとも5cm沈むように少なくとも1分間100回~120回の速さで30回圧迫します。(肘は曲げない)



30回圧迫後、人工呼吸を2回行います。

この操作を次の要領で繰り返します。

小児の場合

圧迫位置は成人と同じ。 片手で少なくとも毎分100回~120回 の速さで圧迫します。



新生児の場合

圧迫位置は成人と同じ。

片手で少なくとも毎分100回~120回 の速さで胸の厚さの1/3を目安に圧迫 します。



乳児の場合

中指と薬指で少なくとも毎分100回以上の速さで圧迫します。



指導上のポイント

- ○最初の吹き込みが終わったら、口を離して顔を傷病者の胸と腹の方に向け、その動きを見ながら吐き出される息を頬で感じとり、気道が確保されていることを確かめます。
- ○2人で行う場合も、胸骨圧迫30回に人工呼吸を2回行い、 30対2の割合で胸骨圧迫と人工呼吸を行います。



注 意 事 項

- ○誤った位置を圧迫すると効果が少ないばかりでなく、肋骨を折ったり、臓器を損傷させることがあります。
- ○新生児、乳児の胸骨圧迫位置は、左右乳頭を結ぶ線と胸骨とが交差する部位より指1本分、足側のところです。

No.4 人が倒れていたら(AEDを用いた心肺蘇生法)

一 反応を確認

参照 P51・容態の観察



反応がなければ、 大声で助けを求 め、119番通報 し、AEDを手配し ます。

気道確保・呼吸の確認 P55・気道の確保の方法

10秒以内で胸と腹部の動きを見ます。

3 胸骨圧迫



直ちに胸骨圧迫 (30回)を開始します。

4 人工呼吸 **5** P56·人工呼吸



正常な呼吸がなければ、人工呼吸を2回実施します。

※注意点

- ●胸が汗や水で濡れていれば、タオルで拭き取ります。
- ●貼り薬があれば、はがします。
- ●心臓ペースメーカーがある場合は、電極パッドを3cm ずらして貼ります。
- 小児には、小児用パッドを使用(なければ成人用を代用)

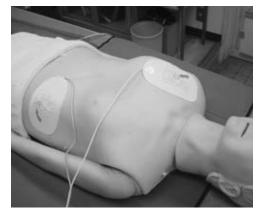
| **5** | AEDの電源をいれる



AEDが到着したら、まず 電源をいれます。

※ふたを開けると自動的に 電源がはいる機種もある

6 電極パッドを胸に貼る



電極パッドを貼る位置は、 パッドに示されている絵 の通りに、皮膚にしっかり 貼ります。

(※左下注意点参照)

電気ショックの必要性を AEDが判断しますので、 心電図解析中は誰も傷病 者に触れてはいけません。

7 除細動(電気ショック)ボタンを押す



誰も、傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。以後は、AEDの音声メッセージに従ってください。心肺蘇生法とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のある仕草が出現したり、普段通りの息が出現するまで継続してください。



AEDとは

AED(自動対外式除細動器)とは、心臓の突然の停止(心室細動)の際に、電気ショックを与え(電気的除細動)、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定し、救命の手順を音声でガイドします。AEDには、様々なタイプの機種がありますが、基本的な機能は共通しており、緊急時の救命行為が簡単に行えます。

No.5 人が倒れていたら(気道の確保の方法)

人差し指と中指であごの先を持ち上げながら額に手を置き、 頭を後へそらせて喉を開きます。





意識を失うと舌が落ち込んで呼吸ができなくなります。

(気道とは、鼻や口から空気が肺まで通る道のことです。)

もし口腔内に異物が見えたら

1 口の開け方は、指を交差させて親指を上の歯に、人差し指を下の歯に当て開口します。(指交差法)口の中に、吐いた物などの異物が喉につまっているか調べます。



2 嘔吐物などがあれば拭き取ります。





指導上のポイント

- ○意識がなくなると、あご、首、舌などの筋肉が緩み、舌の付け根がのどに落ち込んで気道を狭くし、次第に気道をふさいで呼吸困難となることから、気道の開放を急ぐ必要があります。
- ○口の中の嘔吐物などを取り除く場合は、手指にハンカチ、 ガーゼ等を巻き、口腔内の異物をかき出す。(指拭法)



注 意 事 項

- ○口の中の嘔吐物を拭き取る時は、顔を横に向けさせ、異物を口の中に押し込んだり嘔吐をさせないように注意します。
- ○新生児や乳児は首がしなやかなので、頭を後ろにそらせ過ぎると、逆に気道をふさいでしまうので注意が必要です。

No.6 人が倒れていたら(呼吸が止まっていたら人工呼吸)

1 親指と人差し指で、鼻をつまみ鼻の孔をふさぎます。



3 抵抗なく息が入れば、もう一回息を吹き込みます。



2 大きく口をあけて静かに1回2秒かけて息を吹き込みます。



4 2回吹き込んだら循環のサインを10秒以内で 観察します。

(循環のサイン:呼吸運動、咳、その他体動)



乳児の心肺蘇生法





指導上のポイント

○最初の吹き込みが終わったら、口を離して顔を傷病者の 胸と腹の方に向け、その動きを見ながら吐き出される息 を頬で感じとり、気道が完全に確保されていることを確か めます。

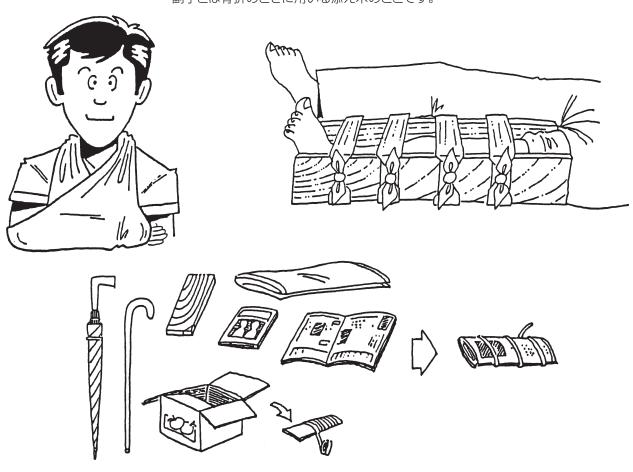


注 意 事 項

- ○新生児や乳児にあまり強く息を吹き込むと、肺組織を損傷させる危険があります。
- ○傷病者が口や唇に怪我をしている時は、血液を気道に吹き込む危険があるので、口のかわりに鼻に息を吹き込みます。

No.7 代用副子・三角巾による骨折固定法

副子とは骨折のときに用いる添え木のことです。



使用資機材

週刊誌、段ボール、ものさし、杖、傘、毛布、座蒲団、風呂敷、シーツなど



指導上のポイント

- ○副子は骨折部分の上下の関節を固定できる長さのもの を使います。
- ○副子の隙間には、柔らかいタオルなどを挟みます。
- ○固定は2人1組で実施し、1人は骨折部を動かさないようにしっかり持ち、もう1人は柔らかいネクタイなどを使って、傷つけないように副子を固定します。
- ○腕の骨折の場合は、副子で固定後、更に揺れないように 三角巾や風呂敷で固定します。



注 意 事 項

- ○大出血や意識障害など直接生命にかかわるような症状が認められたときは、これらに対する応急手当てを優先します。
- ○骨折部分が変形していたり、骨が飛び出している場合は、触れたり、戻したりしません。
- ○固定は、骨折している箇所の上下2か所の関節を一緒に 固定します。
- ○結び目は骨折箇所の真上にならないように配慮します。

注意: 挫滅症候群(クラッシュシンドローム)について

クラッシュシンドロームとは、重量物の下敷き等により脚や体幹部が長時間圧迫され、これを解除された後に 損傷を受けた筋組織から多様な毒素が血液中に流れ出し、ショックや腎不全を起こすものと定義付けられてい ます。怪我の手当を正しく行い、早期に医療機関に収容する必要があります。

資料

愛媛県地震被害想定調査結果(南海トラフ巨大地震)市町別主なもの

				建物被害(建物	被害(半壊 を18時	東数)					人的被害						人的被害(
市町名	県内 建物					Int alles 1							人口 H22.10	建物]倒壊					建物	倒壊				
川町石	棟数	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災 (焼失棟数)	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	国勢 調査		うち屋内 収容物等	土砂災害	津波	火災	合計		うち屋内 収容物等	土砂災害	津波	火災	合計
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		(人)	(X)	(X)	(X)	(X)	(X)	(人)	(人)	(X)	(X)	(X)	(人)
松山市	187,754	8,037	2,496	41	72	25,112	35,759	18,375	3,911	96	3,593	25,974	517,231	482	61	4	184	45	715	5,464	966	5	78	161	5,707
今治市	128,332	5,764	1,843	32	480	978	9,096	18,249	3,298	75	5,203	26,824	166,532	351	19	3	284	3	641	4,601	309	3	50	7	4,662
宇和島市	68,617	14,132	714	78	9,111	8,438	32,473	8,549	525	182	986	10,242	84,210	825	41	6	1,444	293	2,568	4,425	609	8	29	129	4,591
八幡浜市	32,409	3,891	181	111	5,102	2,832	12,117	4,207	67	260	347	4,880	38,370	233	10	9	504	23	770	1,614	151	11	21	16	1,662
新居浜市	78,416	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169	10,367	1,216	32	1,250	12,864	121,735	850	57	1	455	536	1,841	4,769	840	1	33	258	5,061
西条市	85,887	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132	11,832	1,866	29	3,814	17,541	112,091	826	47	1	2,592	230	3,648	5,179	700	1	82	121	5,383
大洲市	44,141	6,710	330	92	59	2,128	9,319	9,315	505	214	390	10,425	47,157	390	16	7	47	40	484	3,023	250	9	3	23	3,058
伊予市	30,909	1,559	297	43	100	4,877	6,875	3,814	362	99	375	4,651	38,017	86	5	4	432	30	552	1,077	80	5	19	55	1,155
四国中央市	62,760	14,945	1,046	17	66	10,213	26,288	9,329	1,187	40	459	11,014	90,187	756	50	1	26	260	1,043	4,696	818	2	13	122	4,833
西予市	48,535	10,342	166	24	2,961	3,226	16,719	9,920	120	56	286	10,382	42,080	635	22	2	634	80	1,351	3,887	319	2	27	26	3,943
東温市	21,752	2,092	119	10	0	2,065	4,286	4,179	188	24	0	4,391	35,253	125	8	1	0	0	126	1,276	126	1	0	0	1,277
上島町	8,198	997	83	2	22	560	1,663	1,908	140	4	213	2,266	7,648	61	2	0	86	0	147	572	31	0	7	0	579
久万高原町	14,532	1,007	26	39	0	10	1,082	3,671	48	92	0	3,811	9,644	65	1	3	0	0	68	876	24	4	0	0	879
松前町	18,199	3,055	357	0	114	4,719	8,245	2,482	465	0	419	3,365	30,359	178	12	0	35	45	258	1,114	174	0	13	25	1,152
砥部町	11,503	246	16	19	0	4	285	1,496	30	45	0	1,570	21,981	15	1	2	0	0	16	320	23	2	0	0	322
内子町	20,648	1,333	65	37	0	438	1,873	3,994	107	86	0	4,187	18,045	81	3	3	0	0	84	1,010	43	4	0	0	1,014
伊方町	12,454	99	96	55	1,664	2	1,916	604	77	129	388	1,199	10,882	6	0	4	212	0	222	137	8	6	15	0	158
松野町	6,226	883	23	8	0	10	924	1,598	42	18	0	1,659	4,377	55	1	1	0	0	55	478	22	1	0	0	479
鬼北町	15,046	2,847	66	11	0	26	2,950	3,783	123	25	0	3,930	11,633	175	5	1	0	0	176	1,265	71	1	0	0	1,267
愛南町	20,367	247	123	16	3,067	5	3,457	1,103	107	37	470	1,717	24,061	15	1	1	1,249	0	1,265	264	21	2	24	0	290
県計	916,685	107,554	10,642	662	27,413	97,357	243,628	128,773	14,382	1,544	18,193	162,891	1,431,493	6,210	364	53	8,184	1,585	16,032	46,048	5,584	66	412	944	47,470

					=		/被害(直後 8時	2)										生活支障 冬18時					
市町名	上对	K道	下z	K道	電	カ	通信(固	定電話)	都市	ガス	LP.	ガス			避到	推者				物資	不足量		災害時
10107-03	断水人口	断水率	支障人口	支障率	停電軒数	停電率	不通回線数	不通回線率	供給停止	供給	容器転倒	ガス漏洩	避難	者計	避難	者計	避難	者計	(1~3	3日後)	(4~7	7日後)	要援護者
	(X)	(%)	(人)	(%)	(軒)	(%)	(回線)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(戸)	(1日後) (人)	避難所 (人)	(1週間後) (人)	避難所 (人)	(1ヶ月後) (人)	避難所 (人)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	(J)
松山市	288,134	58.9%	174,982	56.4%	198,243	70.2%	263,133	71.8%	49,900	100.0%	4,304	3,019	89,002	56,647	85,628	46,212	60,518	18,156	394,561	816,010	728,066	1,406,339	11,034
今治市	156,320	95.0%	56,221	48.1%	79,850	74.7%	99,922	74.5%	13,637	81.7%	1,191	830	40,306	26,156	44,630	25,637	44,963	13,489	185,133	774,486	372,286	1,486,173	6,187
宇和島市	85,079	99.9%	18,346	96.9%	48,977	98.2%	57,510	85.1%	8,100	100.0%	870	613	52,588	34,113	47,089	33,430	63,935	19,180	254,224	14,608	485,491	332,765	8,735
八幡浜市	37,317	99.8%	27,411	99.4%	24,560	99.4%	24,784	83.7%	0	-	417	291	19,833	12,889	19,676	13,730	28,671	8,601	93,541	124,525	192,668	301,150	3,052
新居浜市	117,497	99.9%	72,490	98.2%	62,782	100.0%	97,974	99.1%	0	-	1,660	1,176	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404	257,657	529,365	493,652	1,126,025	8,428
西条市	55,957	99.8%	63,845	99.8%	59,329	99.8%	41,317	95.3%	0	-	1,365	963	54,448	34,734	54,757	34,228	76,145	22,844	259,664	225,157	495,917	497,704	7,701
大洲市	42,178	99.6%	6,378	93.0%	28,365	99.8%	52,930	99.7%	0	-	573	402	12,111	7,389	19,421	10,029	28,438	8,531	49,614	218,675	128,573	445,112	1,645
伊予市	28,173	80.0%	15,284	74.2%	18,033	92.2%	27,697	92.1%	0	-	307	214	12,486	7,900	12,977	7,332	12,234	3,670	57,592	129,577	108,990	237,806	1,577
四国中央市	89,930	99.9%	52,109	96.8%	47,367	100.0%	67,534	99.9%	0	-	1,250	887	31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	147,406	176,702	309,110	560,937	4,142
西予市	39,213	100.0%	16,096	95.2%	26,647	100.0%	25,733	93.9%	0	-	556	393	19,739	12,326	23,715	14,180	30,756	9,227	89,211	199,959	193,063	417,615	3,225
東温市	31,873	97.7%	19,511	88.7%	16,766	98.7%	27,869	98.7%	0	-	413	292	5,199	3,119	11,876	5,938	16,251	4,875	21,899	118,360	68,598	276,219	641
上島町	7,082	99.4%	6,767	95.2%	5,663	99.9%	3,927	99.6%	0	-	111	78	2,932	1,848	3,365	1,916	4,802	1,440	10,318	36,625	27,183	75,037	585
久万高原町	6,618	87.5%	4,955	92.4%	6,252	99.9%	10,450	99.9%	0	-	123	86	1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	5,669	0	16,180	0	265
松前町	30,524	100.0%	7,551	92.9%	15,840	100.0%	21,774	99.4%	40	100.0%	376	267	18,206	11,783	14,271	9,514	20,216	6,065	88,128	181,400	150,615	352,195	2,218
砥部町	17,969	86.3%	2,718	89.0%	11,546	99.6%	9,363	99.6%	0	-	171	117	671	403	4,379	2,190	4,085	1,226	3,370	1,358	20,811	46,651	72
内子町	12,374	80.3%	4,747	92.6%	10,373	100.0%	9,600	100.0%	0	-	182	126	2,339	1,403	4,762	2,381	4,403	1,321	11,020	28,271	28,420	70,596	327
伊方町	4,363	40.1%	4,870	100.0%	2,679	35.2%	2,065	23.3%	0	-	119	82	4,091	2,710	2,658	2,104	3,215	964	0	0	26,406	0	799
松野町	4,324	99.8%	0	-	2,558	99.9%	3,147	99.9%	0	-	63	45	1,071	642	1,882	941	2,755	826	4,684	27,005	11,760	51,463	177
鬼北町	10,908	97.5%	2,404	93.0%	7,024	99.9%	11,533	99.9%	0	-	162	114	3,335	2,001	5,191	2,595	6,319	1,896	14,477	0	33,808	16,163	549
愛南町	15,464	65.9%	2,011	81.5%	11,541	80.1%	7,556	65.8%	0	-	168	116	10,239	6,798	5,976	4,596	7,028	2,108	39,238	55,595	79,395	105,446	1,626
県 計	1,081,300	81.9%	558,695	72.5%	684,396	84.9%	865,819	83.5%	71,677	95.9%	14,384	10,110	436,750	277,786	466,888	275,215	558,902	167,670	1,987,404	3,657,677	3,970,992	7,805,399	62,984

家庭でできる防災準備(各家庭配布用見本)

※市町の防災啓発資料や下記の表を参考に、各家庭での防災対策を進めてください。配布する場合はコピーして使用してください。

【事前の確認内容】 災害に備えるため、日頃から、家族内で次のものを参考に準備しておきましょう。

- ①家族間で、安否確認手段、災害時の行動を確認しましょう。
- ②備蓄、非常用品等の準備を行いましょう。
- ③避難場所(避難所)、避難路の確認を行いましょう。

【家庭

既往症 (アレルギー)

薬服用中は

服用方法

①家	5 / -	基	ы	7

氏名 連絡先(勤	務先、学	(校)	携帯番号	生年月日		血液型	保険証	番号	備	考	
避難場所(避	雑元だり				宏佐	が離ればれ	ニナィッナー時	の焦今	. 担诉		
型	世門ノ				水灰/	ソ'内比1 いみ1 い	になりに时	の朱口	-物门		
急連絡先 											
緊急連絡先			電話番号			親戚等			電話番号		
病院()		自主防災組織役員	≣()				
電気会社()									
水道()									
ガス()									
常用持ち出しチェックシート ※	避難する	時にまず	きち出しすべきもの	です。非常用持ち	出し袋	等に入れ 女	で関等に持ち	5出しや	すい場所に置いる	ておき	±1,,,,=
貴重品類	ETAL 9 G) IN JICON 9 J		C 3 (3F113/13)3 2	лцол	ATIC/(ICZ		ощот	y O MINICEON	C 0.7 C 0	.062
品名	点検日	チェック欄	品	名	点検E	ヨチェック欄		品	名	点検E	ヨチェッ
	7111111		運転免許証				□ 現金:			771111111111111111111111111111111111111	
<u>ー</u> キャッシュカード			□ 携帯電話								
			1 1元'由'田(市)								
□ 健康保険証				空えた控えたメモかコピー							
□ 健康保険証 避難用具	点検日	チェック欄	─ 免許証などの番号を控		点検F	ヨチェック欄			名	点検F	ヨチェッ
□ 健康保険証 避難用具 品 名	点検日	チェック欄	□ 免許証などの番号を控 品	名	点検E	ヨチェック欄		品	名	点検日	ヨチェッ
□ 健康保険証 避難用具 □ 品 名 □ 懐中電灯(できればー人にーつ)	点検日	チェック欄	□ 免許証などの番号を招 品 □ 非常用食品·水	名 ((3日分程度/水1日32)	点検E	ヨチェック欄		品	名	点検E	ヨチェッ
□ 健康保険証	点検日	チェック欄	品 非常用食品・水	名(3日分程度/水1日30)	点検E	ヨチェック欄		品	名	点検日	日チェッ
 健康保険証 避難用具 品 名 懐中電灯(できればー人に一つ) 携帯ラジオ(予備の乾電池も) ヘルメット・防災ずきん 	点検日	チェック欄	□ 免許証などの番号を招 品 □ 非常用食品·水	名(3日分程度/水1日30)	点検E	ヨチェック欄		品	名	点検日	ヨチェッ
□ 健康保険証 B難用具 □ 品 名 □ 懐中電灯(できればー人にーつ) □ 携帯ラジオ(予備の乾電池も) □ ヘルメット・防災ずきん ±活用品			□	名 (3日分程度/水1日3ℓ)) ;							
世 健康保険証 避難用具 品 名 □ 懐中電灯(できればー人に一つ) □ 携帯ラジオ(予備の乾電池も) □ ヘルメット・防災ずきん 生活用品 品 名		チェック欄	□	名(3日分程度/水1日30)		ヨチェック欄		品	名		日チェッ
世 健康保険証 避難用具 品 名 □ 懐中電灯(できればー人に一つ) □ 携帯ラジオ(予備の乾電池も) □ ヘルメット・防災ずきん 生活用品 品 名 □ 缶切り			□	名 (3日分程度/水1日3ℓ)) ;			救急用 救急用 保倉庫	日月消毒液など	名		
□ 健康保険証 健康保険証 離瀬用具 日 名			□	名 (3(3日分程度/水1日32) / / /			(絆創膏· 日頃使つ	品 	名		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			□	名 ((3日分程度/水1日30)) f 名			(絆創膏: 日頃使つ	品 	名		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			□	名 (3日分程度/水1日32) / ? 名 テリー			(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 	名		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			□	名 (3日分程度/水1日32) / ? 名 テリー			(絆創膏: 日頃使つ	品 	名		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	点検日	チェック欄	□	名 ((3日分程度/水1日3ℓ)) 介 名 デリー こ 薬・持病の薬	点検E	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 	名		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	点検日	チェック欄	□	名 ((3日分程度/水1日3ℓ)) 介 名 デリー こ 薬・持病の薬	点検E	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 	名		
世 健康保険証 避難用具 品 名 □ 懐中電灯(できればー人に一つ) □ 携帯ラジオ(予備のを電池も) □ ヘルメット・防災ずきん 生活用品 品 名 □ 缶切り □ ライター・マッチ・ローソク □ ナイフ □ 携帯用トイレ □ 眼鏡 (表面) ■ 健 絡カード(個人用)] 下表をで (表面)	点検日	チェック欄	□	名 (3日分程度/水1日30)) 名 デリー と 薬・持病の薬)中などに入れて (裏面)	点検E	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 	名		
□ 健康保険証	点検日	チェック欄	□	名 (3B分程度/水1日32) / / / 名 名 実・持病の薬 中などに入れて (裏面)	点検E	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 引具 でいるサン でいるサン	名 ごの他にビタミン剤など プリメントなど)		
□ 健康保険証 健康保険証 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	点検日	チェック欄	□	名 (3日分程度/水1日32) / プ 名 名 薬・持病の薬 中などに入れて (裏面)	点検E おきま 先(学校	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 引具 でいるサン でいるサン	名		
□ 健康保険証	点検日	チェック欄	□	名 (3B分程度/水1日32) / / / 名 マリー を い中などに入れて (裏面) 類務 保険 災	点検E おきま 先(学校証番号	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 引具 でいるサン でいるサン	名 ごの他にビタミン剤など プリメントなど)		
世 健康保険証	点検日	チェック欄	□	名 (3B分程度/水1B30)) オ 名 デリー 注 薬・持病の薬 中などに入れて (裏面) 一 一 一 の の の の の の の の の の の の の	点検E おきま 先(学校	ヨチェック欄	(絆創膏: 日頃使っ) 生理月 衣類	品 引具 でいるサン でいるサン	名 ごの他にビタミン剤など プリメントなど)		

家族(親、兄弟): 親戚の

氏名·連絡先

資料 地区防災計画

計画の基本的考え方

1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となったいわゆるボトムアップ型の計画です。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

2 地区の特性に応じた計画

地区防災計画は、各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計されています。また、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ (地区) の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

3 継続的に地域防災力を向上させる計画

単に地区防災計画を作成するだけでなく、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

計画の内容

1 地区の特性と想定される被害

地区防災計画は地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能になっています。 計画を作成するに当たっては、地区における過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を 行い、実際に活動を行う活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込 むことが重要です。

2 地域コミュニティを維持するためのプロセス

地区防災計画を作成する目的(基本方針)は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにあります。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の 役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なこ とや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、ど のようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要になります。

3 計画の作成

計画を作成するには、防災活動を行う活動主体の目的や活動のレベルに応じて計画の内容を検討することが重要になります。また、地区の特性に応じて、必要な事項を盛り込むことが重要です。

資料 地区防災計画の項目の例(イメージ)

以下の地区防災計画の項目の例は、あくまでもイメージです。

各地区の特性に応じて、実際に地域コミュニティの住民等の意向を反映する形で、実際に実践することができる防災計画を作成することが重要です。

△△地区防災計画

1 計画の対象地区の範囲

△△市△△町

2 基本的な考え方

- (1)基本方針(目的)
- (2)活動目標
- (3) 長期的な活動計画

3 地区の特性

- (1) 自然特性
- (2) 社会特性
- (3) 防災マップ

4 防災活動の内容

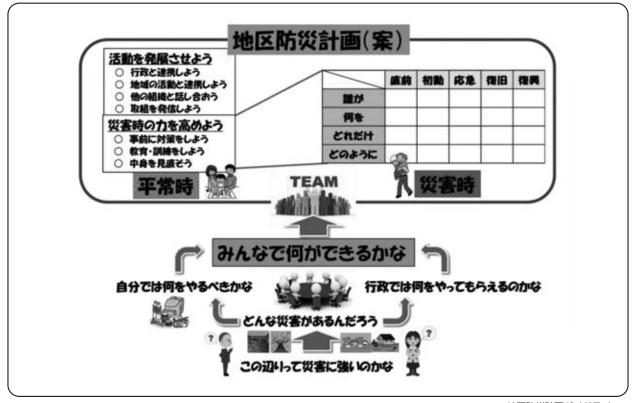
- (1) 防災活動の体制(班編成)
- (2) 平常時の活動
- (3) 発災直前の活動
- (4) 災害時の活動
- (5) 復旧・復興期の活動
- (6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等と の連携

5 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し

地区防災計画ガイドライン

地区防災計画作成のイメージ



地区防災計画ガイドライン

資料 地域での防災の取組

災害・避難カードの紹介

災害発生時に住民が迅速・的確に避難することができるよう、自治体では、災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難場所の所在地等、住民が円滑に避難を行う上で必要となる情報を記載した防災マップを作成していますが、避難勧告等が発令された場合、住民が短期間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとれば良いか、立ち退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いかをあらかじめ認識しておくことが重要です。特に津波からの避難については、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、率先してできうる限り迅速に高い場所への避難を開始する必要があります。

このため、内閣府では、住民自身が、想定される災害ごとに、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難にあたりあらかじめ把握しておくべき情報を記載した「災害・避難カード」の導入を推進しています。災害・避難カードをあらかじめ作成することで、災害時に悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようになることが期待できるのです。

また、内閣府では、災害・避難カードの作成方法や取組事例を紹介した「災害・避難カード事例集」*を作成しているので、災害・避難カードを作成する際は参考にしましょう。

W URL: http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/saigai_jireisyu.pdf

防災教育を進める上でのヒント

災害からの被害を最小限にするためには、「自助」「共助」「公助」の取組が重要ですが、「自助」「共助」の力を向上させるためには、住民を対象にした防災教育を実施していくことが必要です。平成23年の東日本大震災では、日頃取り組んでいた防災教育が実を結び、震災発生時に学校にいた多くの生徒の命が津波から守られた岩手県釜石市の事例もあり、防災教育への関心が高まっています。

そこで内閣府では、教育関係団体に限らず、自主防災組織を含む地域住民団体や自治体などにおいて、これから防災教育に初めて取り組もうとする方を対象に、「地域における防災教育の実践に関する手引き」*1を作成しています。本手引では、先進事例からの知見を整理し、防災教育を実践する上で念頭に置くべき五箇条や、防災教育の流れ(準備段階、実行段階、継続段階)ごとに生じる様々な課題を解決するためのヒントをまとめています。

《防災教育を実践する上での五箇条》

その1:地域の特性や問題点、過去の被災経験を知ること

その2:まずは行動し、身をもって体験すること

その3:身の丈に合った取組とすること

その4:様々な立場の関係者と積極的に交流すること

その5:明るく、楽しく、気軽に実行すること

また、内閣府では、被災から一定期間を経過した被災者や災害対応経験者の方々から、「もし、災害の一日前に戻ることができたら、あなたは何をするか」をテーマに、お聞かせいただいた本音の話から導き出された様々な教訓や体験をまとめる「一日前プロジェクト」**2を行っており、エピソード集などを公開しています。

%1 URL: http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/h27bousaikyoiku_guidline_jp.pdf

%2 URL: http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae/

資料 防災に関する情報の入手先

防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している。

(愛媛県が発信する防災情報)

• 愛媛県 (http://ehime.force.com/)

(国が発信する防災情報)

- 消防庁 (http://www.fdma.go.jp/)
- 内閣府(http://www.bousai.go.jp/)

(関係機関が発信する防災情報)

- 一般財団法人 消防防災科学センター(http://www.isad.or.jp/)
- 一般財団法人 日本防火・防災協会(http://www.n-bouka.or.jp/)
- 国立研究開発法人 防災科学技術研究所(http://www.bosai.go.jp/)

(自主防災組織等の活動や事例について)

- 防災まちづくり大賞 (消防庁 http://www.fdma.go.jp/html/life/machidukuri_taisyo/)
- 消防防災博物館(消防防災科学センター http://www.bousaihaku.com/)
- 防災まちづくりポータルサイト (内閣府 http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/machidukuri/index.htm)

(災害に関する経験と教訓について)

• 一日前プロジェクト(内閣府 http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae/)

[いざという時のための情報]

気象警報·注意報(気象庁)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning.html

記録的短時間大雨情報(気象庁)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/kirokuame.html

土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html

川の防災情報(国土交通省)

https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do

洪水警報の危険度分布 (気象庁)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/riskmap_flood.html

[事前の準備のための情報]

国土交通省ハザードマップポータルサイト(国土交通省)

https://disaportal.gsi.go.jp/

土砂災害防止法 (国土交通省)

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm

避難勧告等の判断・伝達(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html

市町村のための水害対応の手引き(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html

災害・避難カード事例集(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html

水害・地震から我が家を守る 保険・共済加入のすすめ (内閣府)

http://www.bousai.go.ip/kvoiku/hokenkvousai/index.html

みんなでつくる地区防災計画(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html

風水害対策(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/index.html

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について(内閣府)

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20170531_01kisya.pdf

防災・危機管理e-カレッジ(消防庁)

http://open.fdma.go.jp/e-college/

資料 愛媛県、市町自主防災組織所管課及び消防本部一覧

Ħ	幾関名	郵便番号	住 所	担当課名	電話番号	FAX番号	メール
	愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	防災危機管理課	089-912-2335	089-941-2160	bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp
1	松山市	790-8571	松山市二番町4丁目7-2	危機管理課	089-948-6794	089-934-1813	kikikanri@city.matsuyama.lg.jp
2	今治市	794-8511	今治市別宮町1丁目4番地1	防災危機管理課	0898-36-1558	0898-32-2765	bousai@imabari-city.jp
3	宇和島市	798-8601	宇和島市曙町1番地	危機管理課	0895-49-7006	0895-24-6094	kikikanri@city.uwajima.lg.jp
4	八幡浜市	796-8501	八幡浜市北浜1丁目1番1号	総務課 危機管理· 原子力対策室	0894-22-3111	0894-24-0610	bousai@city.yawatahama.lg.jp
5	新居浜市	792-8585	新居浜市一宮町1丁目5番1号	防災安全課	0897-65-1282	0897-33-5180	bousai@city.niihama.lg.jp
6	西条市	793-8601	西条市明屋敷 164番地	危機管理課	0897-56-5151	0897-52-1725	kikikanri@saijo-city.jp
7	大洲市	795-8601	大洲市大洲690番地の1	危機管理課	0893-24-2111	0893-24-2122	kikikanrika@city.ozu.lg.jp
8	伊予市	799-3193	伊予市米湊820番地	危機管理課	089-982-1111	089-983-3681	kikikanri@city.iyo.lg.jp
9	四国中央市	799-0413	四国中央市中曽根町500番地	消防本部 安全·危機管理課	0896-28-9119	0896-23-6614	syoubou3@city.shikokuchuo.ehime.jp
10	西予市	797-8501	西予市宇和町卯之町3丁目434番地1	危機管理課	0894-62-6491	0894-62-6514	kikikanrishitsu@city.seiyo.ehime.jp
11	東温市	791-0292	東温市見奈良530番地1	危機管理課	089-964-2001	089-964-1609	kikikanri@city.toon.ehime.jp
12	上島町	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削210番地	総務課 危機管理室	0897-77-2500	0897-77-4011	soumu@town.kamijima.lg.jp
13	久万高原町	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212番地	総務課 危機管理室	0892-21-1111	0892-21-2860	soumu@kumakogen.jp
14	松前町	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地	総務課	089-985-4103	089-985-4148	336kiki@town.masaki.ehime.jp
15	砥部町	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地	総務課	089-962-2323	089-962-4277	bosai@town.tobe.ehime.jp
16	内子町	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168	総務課 危機管理班	0893-44-2111	0893-44-4300	soumu-g@town.uchiko.ehime.jp
17	伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	総務課 危機管理室	0894-38-0211	0894-38-1373	kikikanri@town.ikata.lg.jp
18	松野町	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343	防災安全課	0895-42-1110	0895-42-1102	m-bousai@town.matsuno.lg.jp
19	鬼北町	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	総務財政課 危機管理室	0895-45-1111	0895-45-1119	kikikanri@town.ehime-kihoku.lg.jp
20	愛南町	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	消防本部 防災対策課	0895-72-0131	0895-73-1119	bosaitaisaku@town.ainan.ehime.jp
	松山市消防局	790-0811	松山市本町6-6-1	警防課	089-926-9219	089-926-9188	sbkeibou@city.matsuyama.ehime.jp
	今治市消防本部	794-0043	今治市南宝来町2-1-1	総務課	0898-32-6666	0898-32-0119	shoubou@imabari-city.jp
	新居浜市消防本部	792-0025	新居浜市一宮町1-5-1	総務警防課	0897-65-1340	0897-34-1189	soumukeibo@city.niihama.lg.jp
	西条市消防本部	793-0028	西条市新田183-1		0897-55-0119	0897-55-0180	shobosomu@saijo-city.jp
	四国中央市消防本部	799-0413	四国中央市中曽根町500番地	消防本部 安全·危機管理課	0896-28-9119	0896-23-6614	f_s.soumu@city.shikokuchuo.ehime.jp
消	西予市消防本部	797-0015	西予市宇和町卯之町2-377		0894-62-0119	0894-62-3780	seiyo-fd@city.seiyo.ehime.jp
防	東温市消防本部	791-0203	東温市横河原1376	総務予防課	089-964-5210	089-964-5503	syobohonbu@city.toon.ehime.jp
部	上島町消防本部	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削1037		0897-77-4118	0897-77-4111	shoubou@town.kamijima.ehime.jp
	久万高原町消防本部	791-1207	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33	予防係	0892-21-2411	0892-21-2656	119@kumakogen.jp
	愛南町消防本部	798-4341	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	庶務課	0895-72-0112	0895-73-1119	shoboshomu@town.ainan.ehime.jp
	八幡浜地区施設 事務組合消防本部	796-0010	八幡浜市松柏丙796	警防課	0894-22-0119	0894-22-5227	keibou@fd-yawatahama-ehime.jp
	伊予消防等事務 組合消防本部	799-3111	伊予市下吾川950-3	警防課	089-982-0119	089-983-4311	iyo-keibou@119iyo.jp
	宇和島地区広域 事務組合消防本部	798-0060	宇和島市丸の内5-1-18	警防課	0895-20-0119	0895-24-7662	keibo.fd@119uwajima.ehime.jp
	大洲地区広域消防 事務組合消防本部	795-0012	大洲市大洲1034-4	警防課	0893-24-2668	0893-24-4583	keibou@ozu119.jp

注)組織改編等により、連絡先が変わることがあります。